

四万十市特定間伐等促進計画に関する公告

森林の間伐等を促進するために策定した四万十市特定間伐等促進計画を樹立したので、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第5条第8項の規定に基づき、当該計画を四万十市役所及び市公式ホームページにおいて、一般の縦覧に供する。

1 縦覧期間

令和8年8月3日から令和8年8月10日まで

令和8年8月3日

四万十市長 山下 元一

